



令和7年度第2回消費者問題勉強会

消費者法制度のパラダイムシフト

令和7年7月、内閣府消費者委員会消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会が報告書を出しました。その報告書には、消費者ならば誰もが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎にすべきであるなど、近代法的な考え方からの根本的な転換をうたい、既存の枠組みに捉われず、抜本的かつ網羅的に消費者法制度のパラダイムシフトを進めるとあります。

ただ、当該報告書には、今後の消費者法制度の土台となる考え方を示すものであって、個別法を始めとする個別具体の法制度に関する具体的な内容を取り上げているものではなく、具体的な法制度、特に法律の制定・改正に向けた検討に当たっては、その実現可能性も含めて検討されるべきものであるとの記載があります。また、法改正だけではなく、ソフトロー的手法を含めたベストミックスによる規律の実効性確保や実効性のある様々な規律のコーディネート、消費者法制度の担い手の在り方等、広範囲にわたる報告書です。

そこで、今回は、当該報告書につき、専門調査会からの報告を受けた内閣府消費者委員である弁護士から、当該報告書の意義と課題について御説明をいただく勉強会を開催します。

講師 内閣府消費者委員会 第9次委員
適格消費者団体消費者支援機構福岡 理事長
弁護士 黒木和彰 様

日時 令和7年11月23日（日） 午前10時～12時（開場：9時30分）

場所 熊本県弁護士会水道町会館3Fホール（会場のみ、ZOOM参加はありません）
〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町9番8号

主催 熊本県弁護士会（消費者問題対策委員会）
適格消費者団体認定 NPO 法人消費者支援ネットくまもと

申込み締切 令和7年11月14日（金）
※FAXでお申込みください（096-325-0914）

―― ―――
〔参加申込書〕 ※ 事前のお申し込みが必要です ※

お名前	
所属又は住所	
電話番号	

申し込み先：熊本県弁護士会事務局（TEL 096-325-0913/FAX096-325-0914）

◆所属団体ごとに任意の様式でまとめてお申込みいただいて構いません。